

令和7年12月21日(日)

日本地域包括ケア学会第7回大会 シンポジウム①

地域包括ケアシステムを 支える在宅療養の担い手

公益社団法人 日本歯科医師会
常務理事 野村 圭介

齒

歯という字

歯という字は

今は歯と書くが

昔の字は歯だった

昔の字の方がよかった

いかにも

大口あけて

ハハハハと

笑っているように

見える

それに人がならんでるのも

いいよね

歯は人だからね
歯を見れば
そのひとのことは
おおよそわかる



やなせ たかし

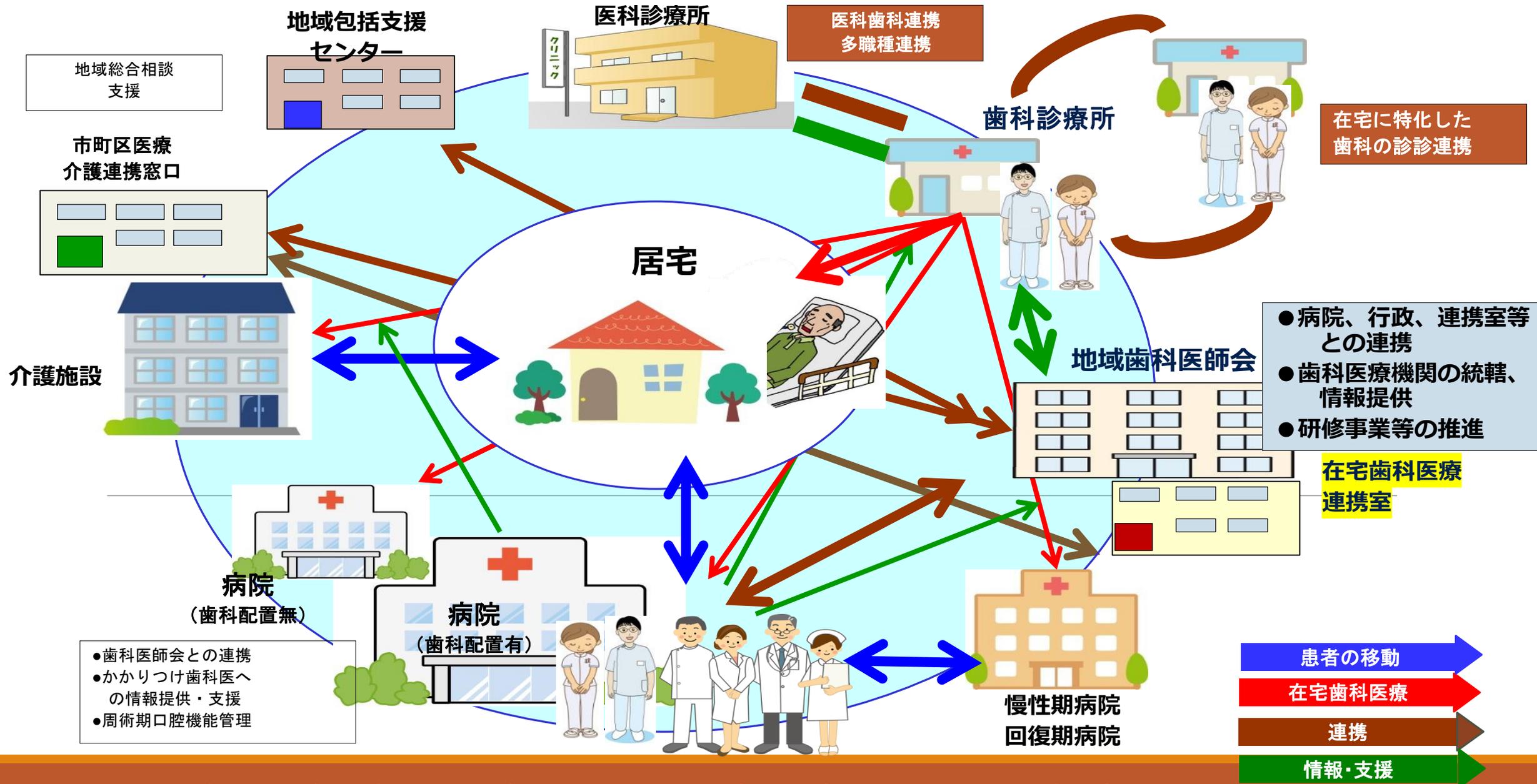
- **地域包括ケアシステムにおける歯科の役割**
 - **在宅歯科医療の提供状況**
 - **リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔に係る連携**
-
- **まとめ**

地域包括ケアシステムにおける歯科医療機関の役割

「医療計画について(令和5年3月31日付け厚生労働省医政局長通知)」

地域包括ケアシステムの構築を進める上で、**歯科医療機関は地域の医療機関等との連携を推進する等、地域の実情を踏まえた取組を行うことが重要**である。特に、近年は、**口腔の管理が誤嚥性肺炎の発症予防**につながるなど、**口腔と全身との関係**について広く指摘されていることから、各医療連携体制の構築に当たって、**歯科医療や歯科医療従事者が果たす役割を明示するとともに、入院患者や在宅等で療養を行う患者に対する医科歯科連携等を更に推進することが必要**となる。

地域包括ケアシステムと歯科の役割



訪問専門歯科



口腔機能
管理



口腔衛生
管理



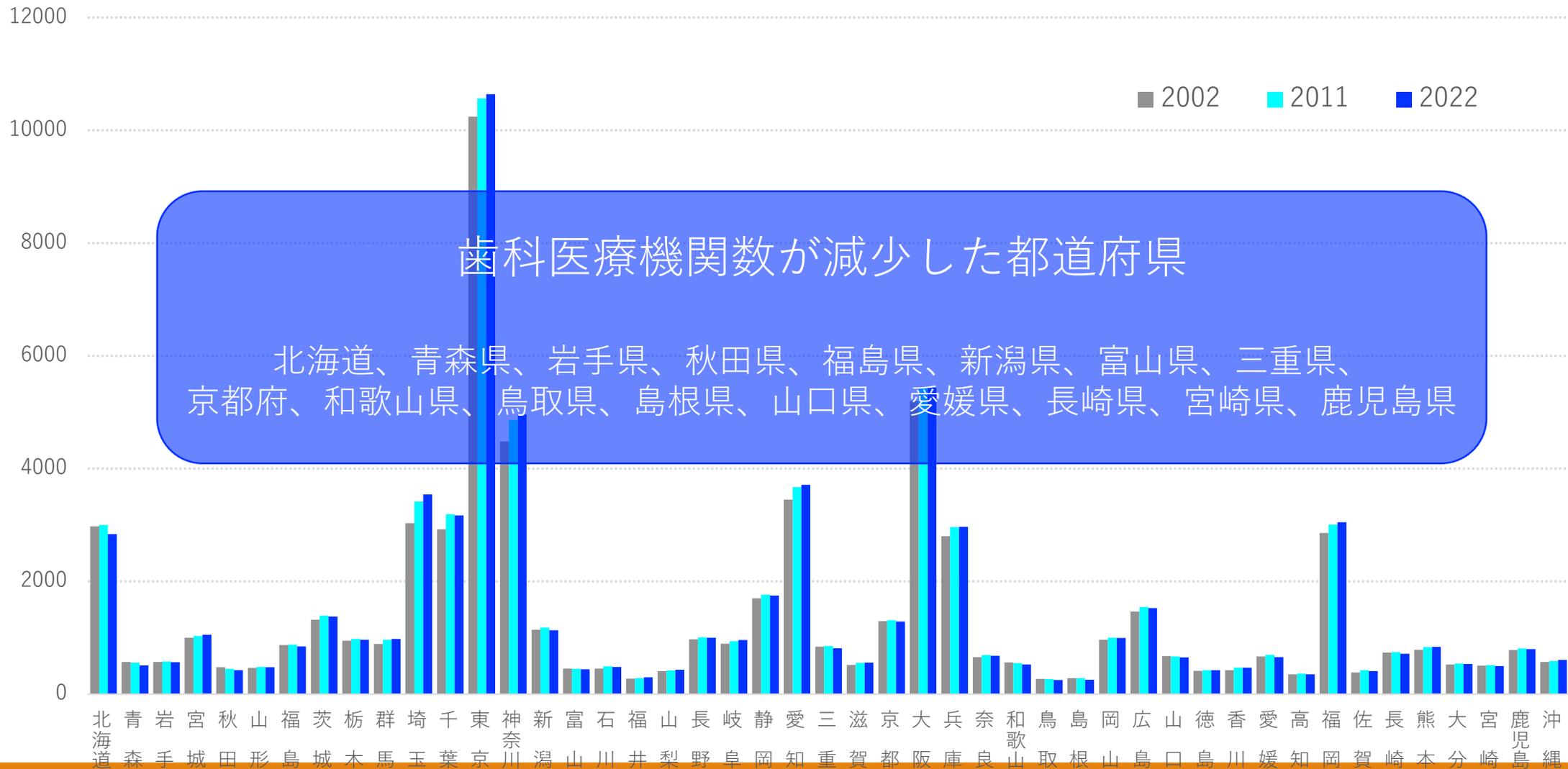
➤ 地域包括ケアシステムにおける歯科の役割

➤ 在宅歯科医療の提供状況

➤ リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔に係る連携

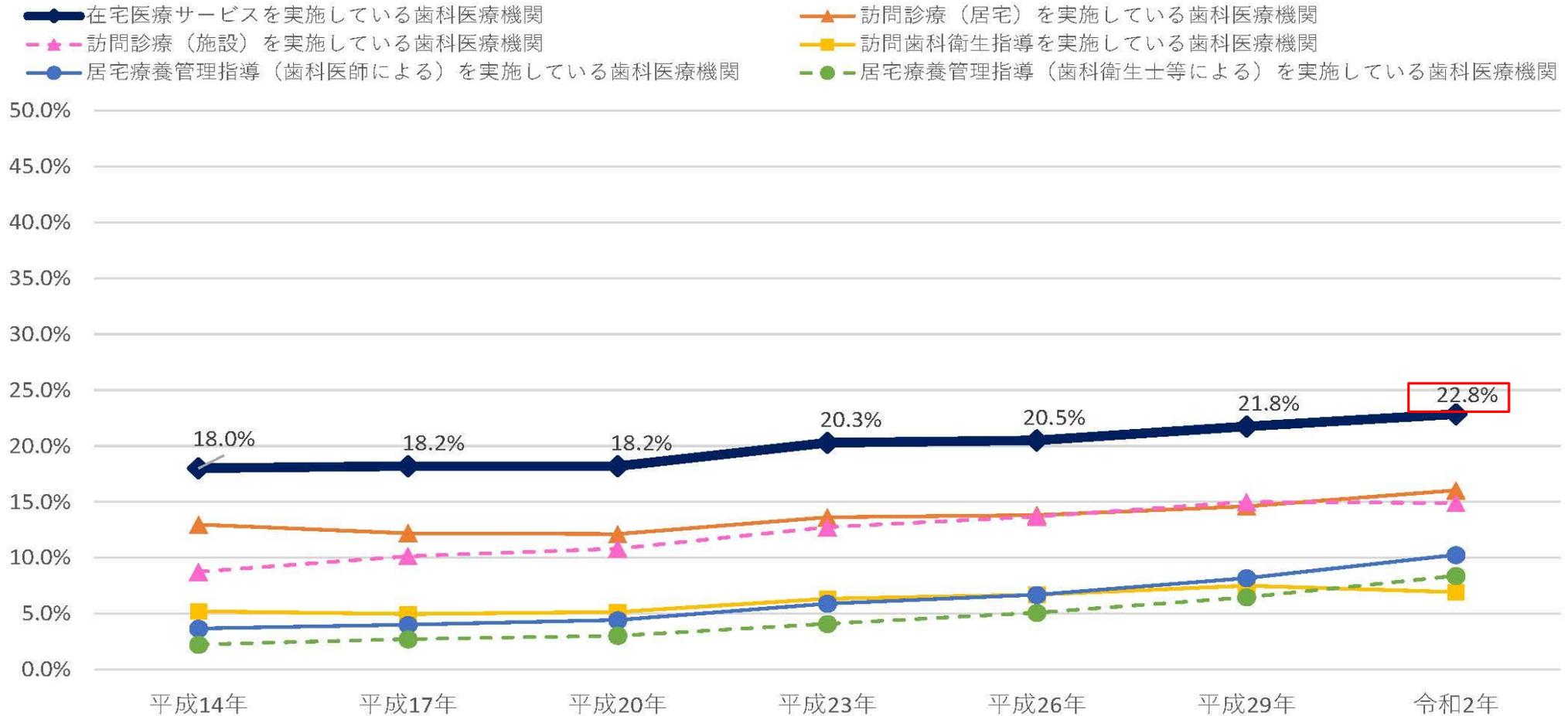
➤ まとめ

都道府県別歯科医療機関数の推移について



在宅医療サービスを実施している歯科医療機関の割合

○ 在宅医療サービス(訪問診療(居宅)、訪問診療(施設)、訪問歯科衛生指導、居宅療養管理指導(歯科医師)、居宅療養管理指導(歯科衛生士等)のいずれか)を実施する歯科医療機関の割合は、令和2年では歯科医療機関全体の約2割である。



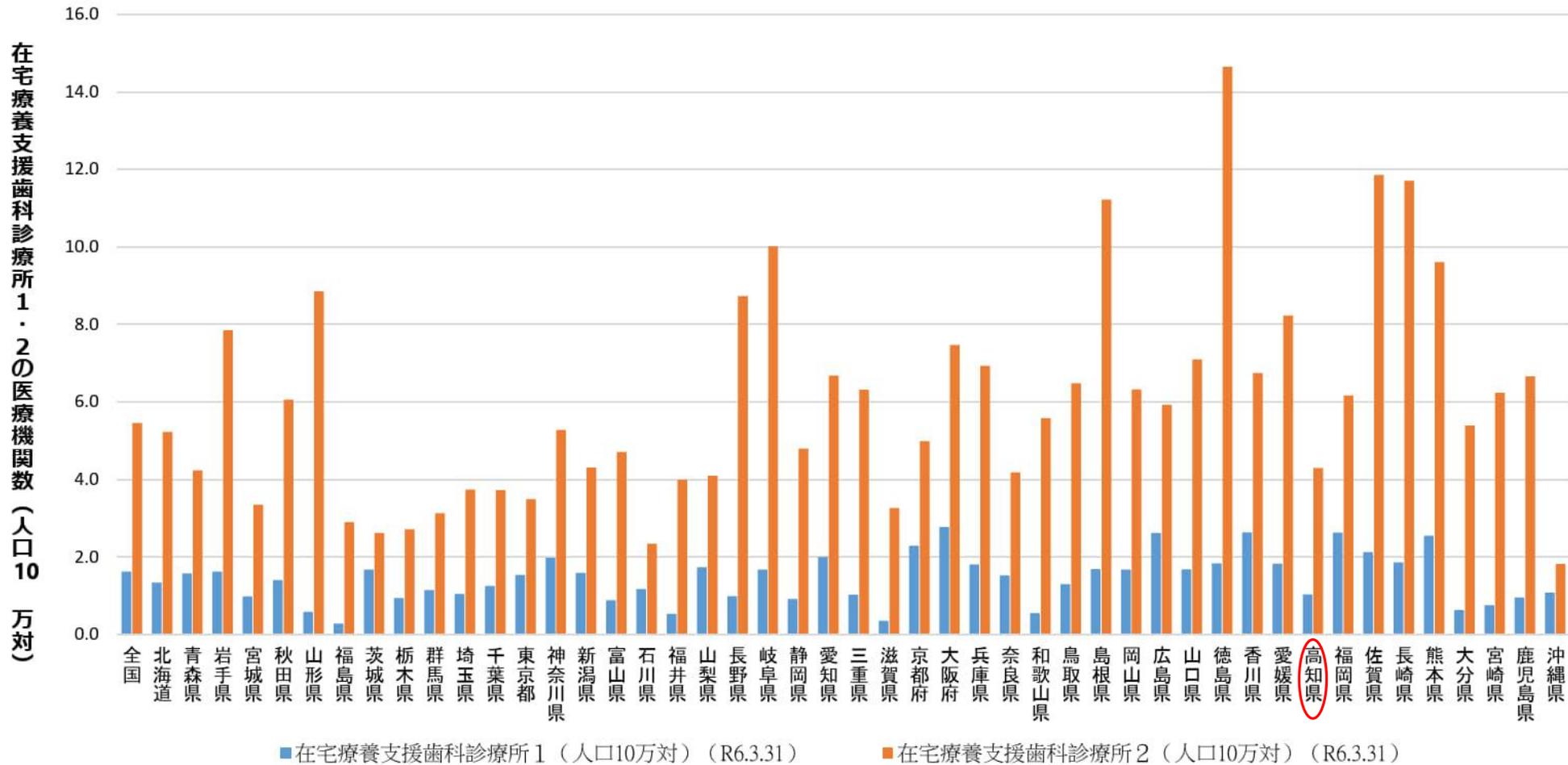
出典: 医療施設調査

※各調査年9月に、実施件数が1以上の歯科医療機関の割合

※令和2年の在宅医療サービスを実施している歯科医療機関の割合、訪問診療(施設)を実施している歯科医療機関の割合は、特別集計。

都道府県ごとの在宅療養支援歯科診療所の配置状況

- 各都道府県における在宅療養支援歯科診療所1及び在宅療養支援歯科診療所2の医療機関数にはばらつきがある。



歯科医院に通院できない とあきらめないで!!



そのご相談、在宅歯科連携室がうけたまわります。
専属の歯科衛生士が**無料**で電話にて相談をお受けします。

お口の健康チェックで1つでも当てはまったら
要注意!まずはご相談を!

- | | |
|--------------------------------------|-------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 歯肉が腫れる | <input type="checkbox"/> むせる、食べこぼす |
| <input type="checkbox"/> 歯石がついている | <input type="checkbox"/> 入れ歯が合わない |
| <input type="checkbox"/> 口臭がある | <input type="checkbox"/> 入れ歯を作りたい |
| <input type="checkbox"/> むし歯や痛む歯がある | <input type="checkbox"/> 入れ歯を外していない |
| <input type="checkbox"/> 歯みがきができていない | |



[中央窓口]在宅歯科連携室 088-875-8020
[幡多窓口]幡多在宅歯科連携室 0880-34-8500
[安芸窓口]東部在宅歯科連携室 0887-34-2332
(※幡多・安芸窓口が不在時には中央窓口へ電話転送されます)

受付時間
月～金 9:00～17:00
※祝日・年末年始を除く



高知県健康政策部在宅療養推進課
一般社団法人高知県歯科医師会

〒780-8570 高知市丸の内1丁目2番20号(高知県庁・本庁舎4階)
TEL.088-823-9848
〒780-0850 高知市丸の内1丁目7番45号(総合あんしんセンター2階)
TEL.088-824-3400



在宅歯科連携室とは...

高知県歯科医師会が高知県から委託を受けて運営する
在宅歯科専用の相談窓口です。

訪問歯科診療は
健康保険が
利用できます

- 歯科治療や口腔ケアの相談がしたい など
- 訪問歯科診療の申し込みをしたい

高齢や障害などの理由で歯科医院に通院できない方はご相談ください。



ご相談から診療までの流れ

1 お電話でのご相談 無料
お近くの在宅歯科連携室へ電話をしてください
専属の歯科衛生士がご相談に応じます

2 歯科衛生士による事前訪問 無料
必要に応じて専属の歯科衛生士が
ご自宅や施設に訪問し、お口の状態を確認します

3 訪問歯科診療開始 有料
保険適用
訪問歯科医師と相談し、ご連絡のうえ、
訪問歯科診療を開始します
※症状によっては通院していただく場合がございます

[中央窓口]在宅歯科連携室 TEL.088-875-8020 〒780-0850 高知市丸の内1丁目7番45号(総合あんしんセンター内)
TEL.088-823-9848 FAX.088-823-9831
[幡多窓口]幡多在宅歯科連携室 TEL.0880-34-8500 〒780-0850 高知市丸の内1丁目7番27号(西五十条立本市民病院
西館1階) FAX.0880-34-0828
[安芸窓口]東部在宅歯科連携室 TEL.0887-34-2332 〒784-0843 安芸市北野985
FAX.0887-34-0381

高知県

委託

高知県歯科医師会

歯科衛生士
幡多窓口:常勤1名、非常勤1名
中央窓口:常勤1名、非常勤1名
東部窓口:常勤1名

中央窓口

幡多窓口

東部窓口

県内に3
窓口開
所

四万十市民病院西棟1F

総合あんしんセンター2F

社会保険協議会内1F



相談や歯科訪問診療依頼を
電話やFAXにて受付



依頼を受け事前訪問に出発！！



在宅

病院

施設

ご家族や担当のケアマネジャーさんに
連絡し歯科衛生士が事前訪問を行う
日程調整

各窓口に1台
訪問車両あり

事前訪問
開始

保険証等・お
薬手帳・疾患
名・介護度・
介護サービスの
確認

お口の中の
状況確認
(入れ歯も含
む)

口唇・舌・頬
等の動きの
確認

オーラルフレイルがな
いか確認

ご本人の主訴を確認



事前訪問
(口腔内チェック)



ケアマネジャーさんや支援員さん
と情報共有

口腔の状態・身体の状態・
家族の支援の有無を確認
し、歯科訪問診療か通院
なのかを歯科医師に相談
し決定。

在宅・施設・病院への
歯科訪問診療

通院できる環境を
ケアマネジャー
さんと検討



歯科訪問診療でできること

① 歯科診療

むし歯の治療、歯周疾患治療（歯石除去等）、簡単な抜歯、入れ歯の調整・修理・新製などの一般的な歯科治療（義歯の状態や患者さんのお口の状態にもよって難しい時があります）



② 口腔ケア

食事、入浴、排泄等の日常のケアと同じく欠かすことのできない重要なケアです。お口の中の清掃状態を保つことによる全身疾患の重症化予防





口腔衛生管理

- ・ブラッシング(歯磨き)
- ・PTC
(機械を使わない清掃)
- ・PMTC
(機械を使った清掃)
- ・歯石除去
- ・フッ化物応用等

口腔健康管理



口腔機能管理

- ・嚥下体操
- ・舌ストレッチ
- ・嚥下機能療法

多職種の
行う
口腔ケア

● 頬の運動



頬を膨らます



口をすぼめる



口を大きく開ける

● 舌の運動



舌を出して上へ



舌を下に伸ばす



ぐるっと回す(左右)

参考資料:「ご存じですか? オーラルフレイル」

令和2年8月 高知県健康政策部健康長寿政策課・高知県歯科医師会発行

➤ 地域包括ケアシステムにおける歯科の役割

➤ 在宅歯科医療の提供状況

➤ リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔に係る連携

➤ まとめ

【事例】リハビリテーション・口腔・栄養の連携（施設）

多職種によるミールラウンドで評価を行い、職員間の日常的なコミュニケーションで速やかに課題を解決

＜施設＞ 介護老人保健施設（在宅復帰超強化型） ＜入所定員＞ 100床

＜職員数＞ 理学療法士(PT) 6人、作業療法士(OT) 5人、管理栄養士(RD) 2人、歯科衛生士(DH) ※協力歯科医療機関から訪問

多職種によるミールラウンド

- ・ 摂食嚥下機能が低下している入所者に対して、月1回、全職種によるミールラウンドを開催（開催日は、歯科衛生士の訪問日に合わせて設定）
- ・ 多職種で評価を行い、各専門職の視点で支援に関する情報を共有



日常的なコミュニケーション

- ・ 食事の時間は、普段から管理栄養士やリハ職が食堂を巡回するようにしており、入所者の食事の様子を定期的に観察
- ・ 気になる点があれば、「軒下会議」と称する廊下などでの打合せで、解決策をすぐに検討
- ・ 食事の場に専門職がいることで、介護職員等も気軽に相談できる



＜気づきと対応例＞

- 食べ物を口に溜め込んでいる⇒多職種で相談し、OTが食具の選定、RDが副食へのあんかけ対応、介護職が小分け配膳。
- 口が痛いと食事を残す⇒RDからDHに相談。DHが義歯の下の炎症に気づく。歯科医師から処方された薬を塗布。

【事例】リハビリテーション・口腔・栄養の連携（通所）

86歳 女性 要介護4

通所サービスでの多職種による対応に加え、居宅訪問を通じて在宅サービスとも連携

＜主病名＞ 脊髄小脳変性症、パーキンソン症候群 ＜ADL＞ 食事はセッティングにより一部介助、その他ほぼ全介助

＜経過＞ 数年前からむせが出現し、誤嚥性肺炎と廃用によるADL低下で3か月間入院治療。退院後1日2～4回の訪問介護利用。

＜嚥下状態＞ 嚥下障害（主に咽頭機能障害）で特に水分での誤嚥がリスク高い ＜口腔状態＞ 舌運動能力低下、口腔内清掃状態不良

＜食事形態＞ 介入時：軟飯、軟菜一口大、水分濃いとろみ（入院時の食事形態を維持）

＜通所リハ＞ 週3回、1回5～6時間

通所リハ

歯科衛生士から口腔内のトラブル（舌を噛んでいるなど）を相談

理学療法士・作業療法士・言語聴覚士

- ・身体機能、座位姿勢、食事動作、嚥下機能の評価を実施
- ・頸部ストレッチ、基本動作練習を実施
- ・適切な食事形態・座位姿勢を提案
- ・**歯科衛生士からの相談により**発声練習だけでなく口腔へのかわり（口腔体操など）を追加

管理栄養士

- ・嚥下状態を言語聴覚士と共有し、**食事形態を調整**
- ・栄養状態の評価とモニタリング

歯科衛生士

- ・来所時に口腔内状態や口腔機能について確認
- ・家族への歯磨き方法指導



ヘルパーが訪問してる時間帯にSTと管理栄養士により**居宅訪問**

居宅

家族、ヘルパー、ケアマネ、訪問看護、訪問リハ（PT）との連携・情報共有

管理栄養士

ヘルパー

- ・食事形態に合わせた調理やとろみの付け方、姿勢の伝達
- ・ポイントをまとめた資料を提示

5

【事例】リハビリテーション・口腔・栄養の連携（認知症・在宅）

82歳 男性 要介護度3

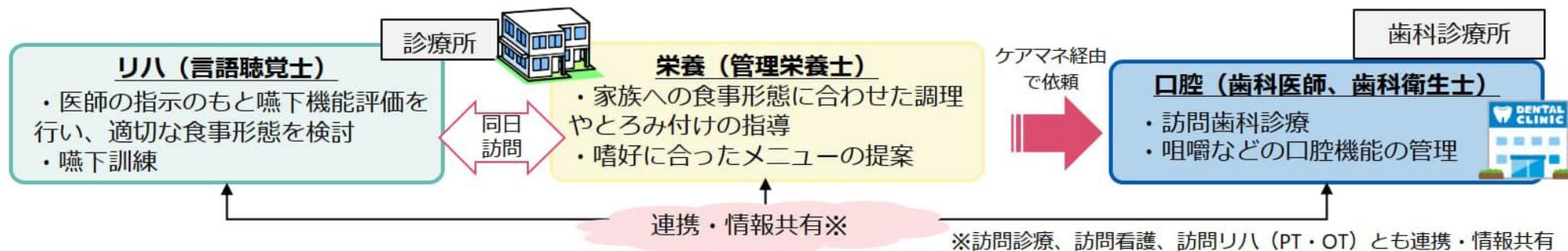
認知症による摂食・嚥下機能の低下や食事量のムラ・嗜好の偏りに多職種で対応

＜主病名＞アルツハイマー型認知症 悪性リンパ腫 脳梗塞後 ＜ADL＞歩行は要介助、食事と排泄は自立

＜経過＞数年前から食事量が減り、むせるようになった。誤嚥性肺炎にて3か月間入院治療。退院後、訪問診療開始。

＜嚥下状態＞嚥下障害で特に水分での誤嚥兆候が強い ＜口腔状態＞口腔内清掃状態不良

＜食形態＞介入時：全粥、軟菜食、水分とろみなし（入院時：全粥、ソフト食、水分薄とろみ）



介入時
(学会分類コード4)

状況に合わせて調整

主食：ミキサー粥、粥ゼリー
副菜：市販介護食品の検討
水分：とろみの調整

半年後
(学会分類コード2-1)

＜身体状況＞ 身長：160cm 体重：51kg
 ＜血液データ＞ Alb 3.1g/dL TP 5.8g/dL
 ＜摂取栄養量＞ エネルギー：500kcal
 たんぱく質：15g

＜身体状況＞ 身長：160cm 体重：**54kg**
 ＜血液データ＞ Alb **3.7g/dL** TP **6.7g/dL**
 ＜摂取栄養量＞ エネルギー：**1500kcal**
 たんぱく質：**55g**

ある夏の日

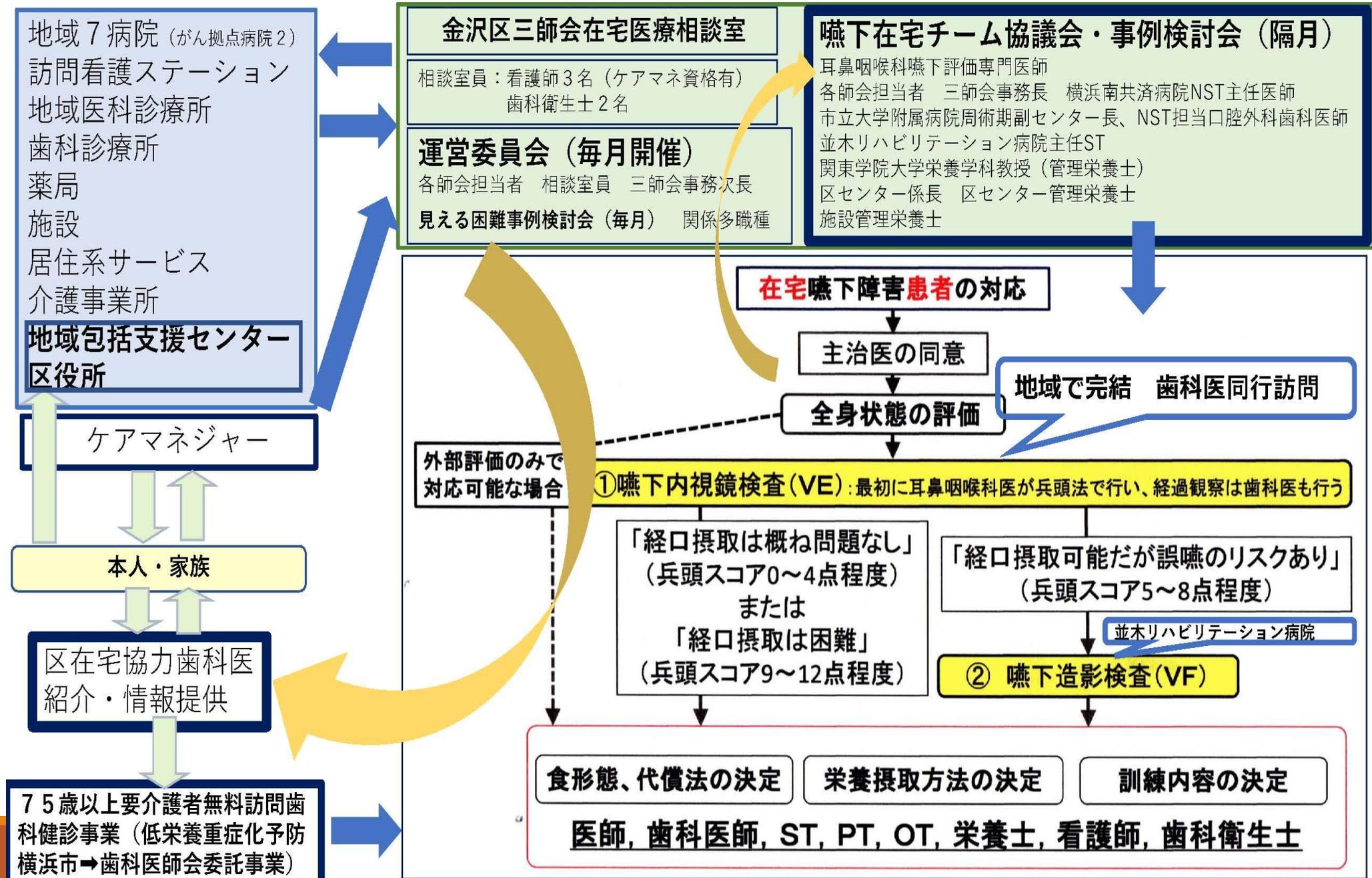
そうめんが食べたい！

診察時でも STリハビリ時でも言われ…

そうめんをミキサーにかけゲル化剤で作成 食感はゼリー

そうめんゼリーを作成

<横浜市金沢区三師会における在宅歯科医療の取り組み>



- 地域包括ケアシステムにおける歯科の役割
- 在宅歯科医療の提供状況
- リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔に係る連携

➤ **まとめ**

地域包括ケアシステムの更なる深化・推進、自立支援・重度化防止への医療・介護連携、特にリハビリテーション・機能訓練、栄養管理・口腔管理の実効的な一体的実施が重要

- 
- **人口の減少や構造を踏まえた、歯科医療提供体制の確保・整備**
～誰一人取り残さない歯科医療・在宅歯科医療の展開～
 - ※医療インフラが整備されていない地域(特に無歯科医地区や過疎地、中山間地域を含む都市部以外、歯科医療機関の減少地域)における人材を含めた歯科医療機能の維持・確保、歯科医療提供体制の整備
 - ※地域の歯科診療所では困難な障がい児(者)や医療的ケア児(者)、有病者、要介護者等への口腔健康管理に資する環境整備
 - **医科歯科連携、多職種連携の更なる推進**
 - ※医科病院における歯科機能の拡大や歯科診療所との連携、後方支援体制の構築に基づく歯科医療提供体制の確保
 - ※入退院時から在宅・施設等に至るまで、地域の歯科診療所と医科病院、医科病院内等における医科歯科連携の構築
 - ※ICT を利活用した多職種との連携の更なる強化